

ID: 99

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の交付
例規名 根拠条項	聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 第4条第2項
例規番号	平成3年 条例第1号

【根拠条文】

(受給者証の交付)

第四条 この条例に基づき医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にひとり親家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき審査した結果、申請者が対象者であると認めたときは、申請者に速やかに受給者証を交付するものとする。

3 町長は、第一項の申請に基づき審査した結果、申請者が対象者でないと認めたときは、申請者に却下決定通知書により通知するものとする。

【基準】

第3条の規定による。

(対象者)

第三条 この条例に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、聖籠町内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 ひとり親家庭の父又は母及び児童

二 養育者及び養育者が養育する第二条第四項各号のいずれかに該当する児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている者

二 児童福祉法第六条の三第一項に規定する里親に委託されている者

三 聖籠町妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例(昭和五十八年聖籠町条例第四号)に規定する対象乳児であつて、同条例に規定する助成対象者が保護するもの

四 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和六十二年聖籠町条例第十三号)に基づき医療費の助成を受けることができる者

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに養育者及び養育者の養育する児童は、事業の対象者としな

一 ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(次の各号のいずれかに該当する児童の養育者を除く。)の前年の所得(一月から九月までの医療その他の療養を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第二条の四第二項に規定する額以上であるとき、及び次の各号のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第二条の四第四項に規定する額以上であるとき。

ア 第二条第三項第二号又は第四号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

イ 第二条第三項第六号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続いて一年以上拘禁されている児童

エ 第二条第三項第七号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

- 才 第二条第三項第八号に該当する児童
- 二 ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、施行令第二条の四第五項に規定する額以上であるとき。
- 三 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得が、施行令第二条の四第五項に規定する額以上であるとき。
- 4 前項の規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第五条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の九月三十日までの医療その他の療養については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日